

一般競争入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「規則」という。）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月2日

大津市長 佐藤 健司

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 大津市石山市民体育館ほか自動体外式除細動器（AED）等の賃貸借（リース）
- (2) 賃借物件 自動体外式除細動器等一式（2組）
- (3) 賃貸借期間 令和8年11月1日から令和11年9月30日まで
- (4) 機器の仕様 仕様書のとおり
- (5) 設置場所 大津市石山市民体育館（大津市石山寺三丁目10番35号）ほか1か所
- (6) その他 第三者賃貸方式（本市、納入業者及びリース会社の三者間で契約を締結し、物件を納入業者の責任においてリース会社をして本市に賃貸する方式をいう。以下同じ。）適用

※ 納入業者は賃借料総額（税抜き）で入札する。本市は、納入業者とリース会社間の代金決済について関知しない。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 令和8年度大津市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (7) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会

社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ロ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) (ア)から(ロ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

- (8) 第三者賃貸方式の第三者である賃貸人たるリース会社（当該リース会社は、本件入札において自ら入札に参加する者又は第三者賃貸方式による２以上の納入業者の賃貸人たるリース会社でないこと。）を選任し、その貸付能力を自らの責任において証明した者であること。
- (9) 過去２年間に国又は地方公共団体との間で、自動体外式除細動器の売買又は賃貸借に係る契約（機器の保守を契約内容に含むものに限る。）を締結し、これを履行した実績（履行中のものを含む。）を有する者であること。
- (10) 自動体外式除細動器の保守について、迅速に対応できる体制を有することを疎明した者であること。

3 入札参加申請の受付期間、受付場所及び方法

(1) 受付期間

ア 持参による申請の場合 令和８年９月２日（水）から同月１５日（火）まで（大津市の休日进行を定める条例（平成元年条例第６７号）第１条に規定する市の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

イ 郵送による申請の場合 令和８年９月２日（水）から同月１５日（火）まで

(2) 受付場所

大津市石場１０番５３号 スポーツステーションおおつ１階 大津市市民部スポーツ課
（電話０７７－５２８－２６３７）

(3) 方法

前号の受付場所に持参又は郵送により提出することとし、第１号の受付期間に必着とする。ただし、郵送の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法に限るものとし、同号イの受付期間に、次号の郵送先に到達するよう郵送しなければならない。

(4) 郵送先

〒５２０－０８０５ 大津市石場１０番５３号 スポーツステーションおおつ１階 大津市市民部スポーツ課宛て

4 契約条項を閲覧する場所

大津市石場１０番５３号 スポーツステーションおおつ１階 大津市市民部スポーツ課
（電話０７７－５２８－２６３７）

5 入札方法

本件入札は、入札書を郵送する方法により行う。

6 競争入札の日時及び場所

(1) 入札書の到達期限 令和８年９月３０日（水）

(2) 入札（開札）日時 令和８年１０月１日（木）午前１０時

(3) 入札（開札）場所 大津市御陵町３番１号 大津市役所別館２階 市民部会議室

(4) 郵送方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法に限るものとし、これら以外の方法による郵送及び持参、電報、電子メール、ファックス等による提出は認めない。

(5) 郵送先

〒５２０－０８０５ 大津市石場１０番５３号 スポーツステーションおおつ１階 大津市市民部スポーツ課宛て

7 入札保証金に関する事項

規則第5条による。

8 入札無効の要件

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 規則第13条各号のいずれかに該当する入札
- (2) 指定された郵送方法以外の方法で入札書等を提出した入札
- (3) 公告で示した入札書等の受付期間外に到着した入札
- (4) 見積内訳書の提出を求める場合に、見積内訳書が同封していない入札及び見積内訳書の金額が入札書と一致しない入札
- (5) 一つの入札について同一の入札参加者が2通以上の入札書等を提出した入札
- (6) 封筒に記載された件名と入札書等に記載された件名が相違する入札
- (7) 封筒に記載された入札者の所在地・商号又は名称・代表者職氏名が、入札書等に記載されたものと相違する入札
- (8) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
- (9) 入札書に件名の記載のない入札又は記載された件名に誤りのある入札
- (10) 入札書が同封されていない入札
- (11) 入札金額以外を訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
- (12) 提出書類の記載が不明瞭な入札

9 その他必要な事項

入札説明書に記載のとおり